

# 外国特許トピックス

2022年7月

弁理士法人 志賀国際特許事務所  
外国事務部 加藤基志

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。  
外国特許出願に関し、最近のトピックス等をお知らせいたします。

## 外国出願制限について

発明内容が国家機密や国防等の国家安全に関連する場合、国家の安全保障を理由に一定の範囲で外国への出願を制限する制度があります。日本は外国出願制限制度を導入していませんが、外国の主な国は導入しています。日本に第一国出願する場合、発明場所、発明者や共同出願人の在籍が外国であるときはその国以外の出願可否の確認が必要となります。今回は外国出願制限がある主な国とその概要を紹介いたします。

国	制限の条件	制限の内容	制限の免除
US	米国国内で行われた発明  ※在外者が米国滞在中に発明した場合や、共同発明でいずれかの発明者が発明を完成させた場合も含む。	特許庁長官が許可しない限り、米国に出願してから(秘密保持命令の要否判断として必要な)6ヶ月が経過するまで外国に出願することはできない。  ※発明が秘密保持命令の対象である場合、特許庁長官の許可が出ない限り米国出願から6ヶ月が経過したとしても外国出願をすることができない。	・出願人は特許庁長官の許可を得て外国出願することができる。米国に出願を行うと許可の請願が含まれるとみなされる。出願受領書に許可付与の有無が記載される。 ・受領書は出願から3ヶ月程度で受領できるが、外国出願を急ぐ場合は請願書を提出することができる。 ・秘密保持命令が出ることなく6ヶ月が経過した場合には外国出願の許可が与えられたことになる。
CN	中国国内で完成した発明または実用新案	・外国に第一国出願する場合は事前に中国国務院専利行政部門の許可を得なければならない。 ・外国出願する場合は秘密保持審査を受けなければならない。  ※秘密保持の必要がある発明は、国防上の利益に係るものと国防上の利益以外の国家安全または重大な利益に関連するものの二種類ある。	出願人は国務院特許行政部門に機密保持の審査を請求し、請求提出日から4ヵ月以内に機密保持審査通知を、6ヵ月以内に機密保持必要決定を受領しなければ、外国出願することができる。
KR	韓国居住者による発明内容が国の防衛に利害関係を有する特許出願	政府は、国防上必要な場合、外国に特許出願することを禁止し、または、発明者・出願人および代理人にその特許出願の発明を秘密として取扱うように命ずることができる。	出願人は政府の許可を得て外国出願することができる。  ※外国出願禁止または秘密取扱いに伴う損失に対し、政府は正当な補償金を支給しなければならない。
DE	国家機密を含む特許出願	最上級の所轄連邦当局の書面による同意を得た場合のみ外国出願可能。	同意は条件を付して与えられる。
FR	フランスで行われた発明またはフランスの事業体による発明  ※フランスで行われた発明とは、少なくとも1人の発明者がフランスで働いているか、フランスの法律に従って雇用契約を結んでいることを意味し、フランスの事業体によるとは、少なくとも1人の発明者がフランス国民であることを意味する。	フランスで最初に出願する必要がある。	出願人はフランス陸軍省に申請書を提出して外国出願することができる。  ※申請日から1週間または2週間以内に取得できる。
GB	軍事技術に関連する、またはその公開が国家安全や国民の安全を損なう可能性のあるイギリス居住者による出願。	イギリスで最初に出願する必要がある。	出願人は特許庁長官の許可を得て外国出願することができる。  ※(1)イギリス国外で出願する6週間以上前にイギリスで出願され、かつ、(2)国の安全保障や公共の安寧に不利益を与えるものでない場合、許可不要。

IL	<p>発明者または出願人の少なくとも1人がイスラエルの市民または居住者による防衛および/または国家安全保障の問題に関連する出願</p> <p>※武器または弾薬に関連する場合、または軍事的価値がある場合がこれに該当する。</p>	<p>イスラエル特許庁は、国防または国家安全保障問題に関連する全ての出願を国防省に転送して審査を依頼し、イスラエルに最初に出願すべき案件に該当するか6ヶ月以内に決定する(この間は外国出願できない)。</p>	<p>国防省が当該発明について第一国出願義務案件に該当しないと判断した場合、出願人は外国に第一国出願することができる。</p>
RU	<p>ロシア連邦領域内でなされた発明または実用新案</p>	<p>ロシアで最初に出願する必要がある。</p>	<p>出願から6ヶ月が経過すると、出願人は自動的に外国出願することができる。ただし、この期間内に出願人が当該出願において国家機密を構成する情報を含む旨の通知を受けていないことを条件とする。</p> <p>※発明内容に国家機密が含まれていないことを説明した書類を提出するで6ヶ月を3~4ヶ月に短縮できる。</p>
SG	<p>シンガポールの居住者が発明者である発明、または、シンガポールの法人を出願人とする発明の特許出願</p>	<p>登録官から書面による許可を受けない限り、外国出願することができない。</p>	<p>出願人は登録官の許可を得て外国出願することができる。</p> <p>※(1)シンガポール国外で出願する2ヶ月以上前にシンガポールで出願されている場合、(2)防衛目的や公衆の安全に不利益を与えるものでない場合、(3)すでにシンガポール国外でシンガポール国外居住者により出願されている場合、許可不要。 ※発明の内容等に問題なければ通常2~3開庁日で許可される。</p>
MY	<p>居住者による出願</p> <p>※居住者の定義: (1)マレーシア在住のマレーシア市民 (2)マレーシア市民でないが、マレーシアで永住権を取得し通常はマレーシアに居住している、またはマレーシアに入国して滞在するための有効なパスポートによりマレーシアに居住している者 (3)マレーシアの法律に基づいて設立、または登録された法人 (4)マレーシアの法律に基づき設立または登録された法人でない団体</p>	<p>登録官からの書面による許可を得なければ、外国出願することができない。</p>	<p>出願人は登録官の許可を得て外国出願することができる。</p> <p>※(1)マレーシア国外で出願する2ヶ月以上前にマレーシアで出願されている場合、(2)防衛目的や公衆の安全に不利益を与えるものでない場合、(3)すでにマレーシア国外でマレーシア国外居住者により出願されている場合、許可不要。</p>
VN	<p>ベトナムで生じた発明、および、ベトナム人またはベトナム企業に帰属する発明</p>	<p>ベトナムで最初に出願する必要がある。</p>	<p>ベトナム特許庁は出願から6ヶ月以内に秘密特許(国防等に影響を及ぼす内容の発明)の該当性決定を行う。秘密特許に該当する場合、ベトナム人/ベトナム組織の発明は許可があれば秘密特許制度を有する外国での出願が可能。</p> <p>※ベトナムで生じた外国人または外国法人に帰属する発明が秘密特許の対象であると認定された場合、外国出願は認められない。</p>
IN	<p>インドに居住する発明者またはインドの出願人</p> <p>※全てのインドの事業体およびインドに居住する全ての発明者に適用される。また、インドに居住する外国人にも適用される。インドに居住していないインド国民には適用されない。</p>	<p>・所定の方法により申請し、特許庁長官により、または長官の代理として交付された許可書での権限が無ければ、外国出願することができない。</p>	<p>出願人は特許庁長官の許可を得て外国出願することができる。</p> <p>※特許庁長官の許可は申請から21日以内に行われる。 ※(1)インド国外で出願する6週間以上前にインドで出願されている場合、(2)防衛目的や公衆の安全に不利益を与えるものでない場合、(3)すでにインド国外でインド国外居住者により最初に出願されている場合、許可不要。</p>

以上